

旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例の運用状況について

旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例第26条の規定により、この条例の運用状況を次のとおり公表します（対象期間 平成28年10月1日～平成29年3月31日）。

1 職員の法令遵守の状況

道路交通法違反（4件）

・スピード違反

30km/h以上40km/h未満 1件

・人身事故

相手方に頸椎捻挫等の傷害を与えたもの 1件

相手方に右肩挫傷の傷害を与えたもの 1件

・スピード違反及び人身事故

30km/h以上40km/h未満のスピード違反

及び相手方に頸椎捻挫等の傷害を与えた人身事故 1件

その他（3件）

・外部団体が行う貸付金事業において貸付申込書を偽造し、

合計77件610万円を着服した

1件

・物損事故を起こし、相手方に虚偽の氏名、住所、電話番号を教えた 1件

・勤務時間中に職場のパソコンからインターネット上に書き込みを行った 1件

2 公益通報の実績

受付件数 0件

3 不当要求行為

報告件数 0件

4 旭川市公正職務審査会

開催回数 0回